

◇企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（法律第四十七号）（経済産業省）

1 題名  
法律の題名を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

2 目的  
この法律の目的を、地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体が行う取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することとした。（第一条関係）

3 定義  
（一）この法律において「地域経済牽引事業」とは、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業をいうこととした。（第二条第一項関係）

4 基本方針  
主務大臣は、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針を定めこれを公表することとした。（第三条関係）

5 基本計画の同意等  
自然的経済的社会的条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村及び当該市町村の区域をその区域を含む都道府県は、共同して、基本計画を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができることとした。（第四条関係）

6 市町村及び都道府県に対する情報の提供等  
国は、市町村及び都道府県による基本計画の作成及び同意した基本計画の達成に資するため、地域の経済動向に関する情報等の収集、整理、分析及び提供等を行うよう努めることとした。（第八条関係）

7 土地利用調整計画の作成  
基本計画の対象となる区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域の存する市町村は、土地利用調整計画を作成し、都道府県知事に協議し、その同意を求めることができることとした。（第一条関係）

8 地域経済牽引事業の促進  
（一）地域経済牽引事業を行うとする者は、単独で又は共同して、地域経済牽引事業計画を作成し、都道府県知事（地域経済牽引事業を行うおとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。）の承認を受けることができることとした。（第三条関係）

（二）承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づいて事業を実施する者（承認申請予定事業者を含む。）は、基本計画を作成した地方公共団体の長に対し、地域経済牽引事業の実施に当たって必要な事業環境の整備のために地方公共団体が講ずべき措置に関する提案をすることができるとした。（第一五条関係）

（三）国の行政機関の長又は都道府県知事は、承認地域経済牽引事業であつて、同意を得た土地利用調整計画に適合するとして確認又は同意がされたものの実施のため農地法、都市計画法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、土地利用調整区域における当該承認地域経済牽引事業の用に供する施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をすることとした。（第一七条関係）

（四）中小企業投資育成株式会社株式の引受け等に係る特例を設けることとした。（第一九条関係）

（五）承認地域経済牽引事業の成果に係る特許発明等について、特許料の特例を設けるとともに、承認地域経済牽引事業の成果に係る発明等に関する特許出願について、出願審査の請求の手数料の特例を設けることとした。（第二一条関係）

（六）商標法の特例の追加  
（1）承認地域経済牽引事業者に一般社団法人が含まれる場合であつて、当該一般社団法人が商標に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録を受けようとするときは、当該一般社団法人を商標法に規定する組合等とみなすこととした。（第二二条第一項関係）

（2）承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録等又は商標登録出願について、その登録料又は出願の手数料の特例を設けることとした。（第二三条関係）

（七）主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備等について課税の特例の適用があることとした。（第二四条関係）

（八）承認地域経済牽引事業を行う場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に規定する財産の処分の制限に係る承認の手続に係る特例を設けることとした。（第二六条関係）

9 連携支援事業の促進  
（一）地域経済牽引支援機関は、共同して、連携支援計画を作成し、主務大臣の承認を申請することができることとした。（第二七条関係）

（二）承認連携支援計画を実施する場合には、中小企業信用保険法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に規定する財産の処分の制限に係る承認の手続に係る特例を設けることとした。（第二九条及び第三〇条関係）

10 施行期日  
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（法律第四八号）（農林水産省）  
1 題名の改正  
法律の題名を農村地域への産業の導入の促進等に関する法律とすることとした。（題名関係）

2 導入促進の対象となる業種の拡大  
農村地域への導入促進の対象となる業種の限定を廃止し、対象となる産業の業種を拡大することとした。（旧第二条第二項等関係）

3 基本計画及び実施計画の記載事項の見直し  
都道府県が策定する基本計画及び市町村が策定する実施計画の記載事項のうち、導入すべき産業の業種、産業の導入の目標、農業従事者の就業の目標、農業構造の改善に関する目標等を義務的記載事項とし、施設の整備、労働力の需

給の調整及び就業の円滑化並びに農業生産の基盤の整備及び開発等に関する事項を任意的記載事項とすることとした。（第四条第二項及び第三項並びに第五条第二項及び第三項関係）

4 都道府県が策定する実施計画の廃止  
都道府県が策定する実施計画を廃止することとした。（旧第五条第一項及び第二項関係）

5 主務大臣の見直し  
この法律において主務大臣は、農林水産大臣、経済産業大臣及び厚生労働大臣とすることとした。（第一五条関係）

6 規定の整備  
産業の業種を拡大することに伴う規定の整備その他所要の規定の整備を行うこととした。

7 施行期日  
この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇銀行法等の一部を改正する法律（法律第四九号）（金融庁）  
1 銀行法の一部改正関係  
（一）電子決済等代行業に係る制度整備  
と定義  
「電子決済等代行業」の定義を定めることとした。（第二条関係）

（二）登録制の導入  
（1）電子決済等代行業は、登録を受けた者でなければ行つてはならないこととした。（第五二条の六一の二関係）  
（2）電子決済等代行業者の登録手続、登録拒否要件等を定めることとした。（第五二条の六一の三、第五二条の六一の七関係）

（三）業務に関する規定の整備  
（1）電子決済等代行業者は、利用者に対する説明や利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理など利用者の保護を図り、業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じなければならないこととした。（第五二条の六一の八関係）  
（2）電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を行わなければならないこととした。（第五二条の六一の九関係）